

健 第 1 5 3 9 号

平成31年1月23日

健康福祉総務課長  
地域福祉課長  
医療政策課長  
高齢者福祉課長 様  
青少年家庭課長  
子ども・子育て支援課長  
障がい福祉課長  
薬事衛生課長

健康福祉部健康推進課長

「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について  
(通知)

標記の件について、平成31年1月22日付け健発0122第1号厚生労働省健康局長より通知があり、改正法の規定のうち「国及び地方公共団体の責務等にかかる規定」が平成31年1月24日より施行されることとなりました。

つきましては、通知の内容について十分御了知の上、各課において管理する県施設の受動喫煙防止対策を徹底していただくこと、ならびに関係団体等に対して周知をいただきますようお願いいたします。特に第一種施設である、学校・病院・児童福祉施設等は7月1日から施行となりますので、該当施設の所管がある場合は早期の周知を行っていただきますようお願いいたします。

なお、施設定義等の詳細については今後、政省令等により示される予定となっております。順次、通知等でお知らせいたしますので、注視していただきますようお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

健康推進課 健康増進グループ 担当：井田

TEL：0852(22)5685 FAX：0852(22)6328

E-Mail：ida-chihiro@pref.shimane.lg.jp